様式第1号（第６条、第８条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

国頭村へき地緊急搬送車使用許可申請書

国頭村長　上原康作　様

団体名

所在地

使用(責任)者　　　　　　　　　　　　　　　印

連絡先

国頭村へき地緊急搬送車借用については、下記厳守事項を守り使用中の一切の責任について国頭村役場に迷惑をかけないことを誓約し、借用を申請いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用車両 | 国頭村へき地緊急搬送車 |
| 使用期限 | 年　　月　　日（　）　～　　　　　年　　月　　日（　）　（　日間） |
| 使用時間 | 出発　午前・午後　　時　　分　～　納車　午前・午後　　時　　分 |
| 使用目的 |  |
| 行先 |  |
| 運転手名 | 連絡先℡ |

厳守事項

１　国頭村へき地緊急搬送車の運転手は消防職員及び消防団員であること。

２　国頭村へき地緊急搬送車を運転する者は出庫前及び帰庫後必ず車両の安全点検を行うこと。

３　事故の責任は一切使用者が行うこと。

　　（速やかに楚洲あさひの丘TEL４１－８８８８へ連絡すること。）

４　納車の際は、必ず燃料を満タンにし、車内外の清掃及び管理者の点検を受けること。

５　使用を許可した後でも、管理者の判断により許可を取り消すことがあるので、その際

　　速やかに対処すること。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 決裁 | 村長 | 助役 | 課長 | 係 |
|  |  |  |  |

　　　　　　　　　　　様

国頭村へき地緊急搬送車使用許可書

　　　　年　　月　　日付、申請のあった国頭村へき地緊急搬送車の使用について、下記条件を付して許可する。

許可条件

１　国頭村へき地緊急搬送車の運転手は消防職員及び消防団員であること。

２　国頭村へき地緊急搬送車を運転する者は出庫前及び帰庫後必ず車両の安全点検を行うこと。

３　事故の責任は一切使用者が行うこと。

　　（速やかに楚洲あさひの丘TEL４１－８８８８へ連絡すること。）

４　納車の際は、必ず燃料を満タンにし、車内外の清掃及び管理者の点検を受けること。

５　使用を許可した後でも、管理者の判断により許可を取り消すことがあるので、その際

　　速やかに対処すること。

　　　　年　　月　　日

国頭村長